



簡易見積りシート（不動産相続登記用）

- ※ 目安としてご利用ください。ご事情によって金額が変わることがございます。
- ※ 法務局の管轄が複数ある場合には対応していません。
- ※ いくつかの不動産があり、相続する人が異なる場合は、その相続する人ごとに計算してください。
例「A不動産は長男が相続して、B不動産は二男が相続する」
- ※ 消費税は含まれません。

(1) 登録免許税の計算

土地の評価額の合計 _____円
 (持分の場合 持分 分の : 全体の評価額 _____円)
 建物の評価額の合計 _____円
 (持分の場合 持分 分の : 全体の評価額 _____円)
 全体の評価額の合計 _____円・・・①

登録免許税 = ① × 0.4% = _____円 (あ)

- ※ 評価額とは、固定資産税・都市計画税の納付書の中にある「課税明細書」に記載されている評価額です。売買価格や路線価等ではありません。
- ※ 亡くなった人の所有する持分（例えば2分の1）を相続する場合は、全体の評価額から持分に相当する額を計算して使用してください。マンションの場合の土地に対する権利も同様です。

(2) 不動産の個数の確認

- ※ 1登記簿を1物件としてください。一面の土地であっても複数に分かれている場合があります。
 - ※ マンションの場合は、建物の登記簿に「敷地権の表示」とあり、土地の情報が記載されています。
- 土地の個数 _____物件
 建物の個数 _____物件
 不動産の個数合計 _____物件・・・②

(3) 相続登記の報酬・実費（登録免許税以外の費用）

50,000 + 不動産の個数合計 × 2,000
 50,000 + ② × 2,000 = _____円 (い)
 登記簿謄本等の取得費用 2,100 × ② = _____円 (う)
 送料 2,040 円 (え)

(4) 全体の費用

(あ)～(え) (_____の部分) の合計金額です。
 全体の費用 _____円

【 上記の費用に含まれる業務範囲 】

- ・登記申請書の作成
- ・登記手続の代理申請（登録免許税の納付も含まれます。）
- ・相続関係図の作成（登場人数5人まで。6人目から1人あたり1,000円を加算します。）
- ・遺産分割証明書用紙の作成（不動産登記手続専用）
- ・権利証ファイルの作成
- ・戸籍謄本の取得代行（3通まで。4通目から1通あたり2,000円を加算します。実費は全額をご負担いただきます。）